

東大和市自転車等放置防止等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市自転車等放置防止等に関する条例（平成7年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「自転車等駐車場の設置等」を「駐車対策等」に改める。

第3条中「市」を「東大和市（以下「市」という。）」に改める。

第4条第2項中「設置しよう」を「整備しよう」に改める。

第11条第1号中「1,000円」を「2,000円」に改め、同条第2号中「2,000円」を「3,000円」に改める。

第14条から第17条までを削り、第18条を第14条とし、第19条を第15条とする。

別表を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定及び次項の規定は、同年11月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定は、平成29年11月1日以後に撤去する放置自転車等に要する費用について適用し、同日前に撤去した放置自転車等に要する費用については、なお従前の例による。

（自転車等駐車場に関する経過措置）

- 3 改正前の第14条（第2項を除く。）から第17条までの規定は、平成29年10月31日までの間に限り、なおその効力を有する。
- 4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の第14条第1項の規定により東大和市が設置する東大和市自転車等駐車場の名称及び位置は、次の表の左欄及び中欄に定めるとおりとし、その設置期間は、同表の右欄に定めるとおりとする。

名 称	位 置	設 置 期 間
武蔵大和駅第1自転車等駐車場	東大和市清水2丁目80番地の2	平成29年7月1日から平成29年9月30日まで
武蔵大和駅第2自転車等駐車場	東大和市清水2丁目80番地の3	平成29年7月1日から平成29年9月30日まで
武蔵大和駅第3自転車等駐車場	東大和市清水1丁目74番地の2	平成29年7月1日から平成29年9月30日まで
東大和市駅第4自転車等駐車場	東大和市南街4丁目20番地の14	平成29年7月1日から平成29年7月31日まで

上北台駅自転車等駐 場	東大和市上北台1丁目2 番地の4	平成29年7月1日から平 成29年10月31日まで
----------------	---------------------	------------------------------